

第 3 回会合及び会合以降に提出された委員からのご意見

1. 総論

1.1. ガイドラインの名称

- (1) 生物多様性基本法では「事業者」という言葉が用いられている。「企業」という言葉は対象が限定的であり、「事業者」として広くとらえていくべき。(第 3 回)
- (2) 「事業者」よりも「企業」の方が、対象がわかりやすい。(第 3 回)
- (3) 生物多様性の「保全」と「持続可能な利用」の両方の言葉が含まれている方がよい。(第 3 回)
- (4) 「リードする」という表現が、主体的で前向きな印象があつてよい。(第 3 回)
- (5) 企業のみで生物多様性の保全をリードすることは不可能。積極的に関わりはするが、連携していくことが重要。(第 3 回)
- (6) 「民間参画ガイドライン」という名称は抽象的である。(第 3 回)
- (7) 「自主的な民間参画を促すために」という副題からは、国も取り組むことがみえにくい。(第 3 回)
- (8) 名称は短い方がよい。副題は、使い手である企業が社内の説得等に使いやすいものとすべき。(第 3 回)
- (9) 本ガイドラインのタイトルを、「生物多様性を育む事業活動ガイドライン」、「生物多様性を育む事業者のためのガイドライン」、「生物多様性民間参画ガイドライン」とし、サブタイトルを「事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために」とすることが望ましい。その理由は以下のとおり。この趣旨に沿い、タイトルに加え、本文全体について「企業」を「事業者」に変えるなど、見直す必要がある。(追加)
 - ✓ 生物多様性には様々な事業体に関わりを持っているが、タイトルに「企業」とあると、企業以外の事業者全般に広く浸透しない。
 - ✓ 生物多様性を育むには、関係者の連携こそが重要であり企業だけの問題ではない。
 - ✓ 生物多様性基本法によれば、企業、学校、組合等を「事業者」という用語で区分している(ちなみに、環境報告ガイドラインも対象は「事業者」とされている)。
 - ✓ 「企業」という用語を、企業・組合・事業者(法人・個人)も含んだ概念とするというのはわかりにくい。

1.2. 構成

- (10) 構成は、第 3 回会合資料 3 に示された目次案でよいが、「参考編」に移動した内容に含まれている重要な点が「指針編」にも含まれるよう、「指針編」を修正する。(第 3 回)
- (11) 「参考編」を「第 III 編」として位置づける。「参考編」の名称は、「参考編」の内容が固まった時点で再度検討する。(第 3 回)

- (12) 「参考編」は「第 III 編 参考編」とし、本ガイドラインの本文の一部であることを明確にすべき。（追加）
- (13) 事例や手法に関する部分が参考編とされたことは評価できるが、第 1, 2, 3 編の編成では、第 2 編の本来の「指針」部分の範囲が不明確になる恐れがある。編名称から数字をはずすか、分冊化を検討されたい（本来「指針」以外の部分は参考であり、必要な人が必要な範囲で参照できるようになっていることが重要である）。（追加）
- (14) 「参考編」の構成は、場面別の取組が事例よりも先に示された方がわかりやすい。（第 3 回）
- (15) 「参考編」の「具体的な事例」は最後にもってくるべき。（追加）

1.3. その他

1.3.1. サプライチェーンに関する記載について（追加）

- (16) 理念的には、チェーン全体で生物多様性へ配慮する必要があるのは当然だが、一事業者がチェーンの全体を把握し管理することは、現実にはきわめて困難である。また、バイイングパワーに関する話であり、取引先に対する優越的地位の濫用を誘発しかねない。
- (17) したがって、この問題については、理念的なあるべき姿を示しつつ、実際には簡単ではないことを明記したうえで、現時点で、どの範囲を、どのような方法で管理するかといった具体的事項については、事業者の自主性が尊重されるような記載（例示など）にとどめることが現実的である。
- (18) 現案では、記載内容にばらつきがあるので、上記の観点から一貫性をもたせて整理して欲しい。

1.3.2. コラムについて（追加）

- (19) コラムが多数設けられているが、文章が分断されて読みにくい。
- (20) また、その位置づけや性格がまちまちであり、また、客観的表現・情緒的、主観的表現が混在しているため、コラム設定の趣旨や責任の所在がわかりにくく、企業によるペーパーへの信頼感が弱まってしまう。場合によっては、しなければならないことのように誤解を招くおそれがある（特に本編中のコラム）。また、ライターの自己満足的なペーパーと受け止められては、本来の目的を達成できない。
- (21) 掲載の要否も含めた再検討（必要なものだけ掲載する）とともに、コラムを後ろにまとめるなど、全体的な見直しをお願いしたい。

1.3.3. その他（追加）

① リスクとチャンスについて

- (22) 経営層の関心はリスクと収益にあることから、その点を強調することは、経営者の関心を高めるうえで効果的であるが、事業者には様々な業態があるため、ここに挙

げられたリスク等には関係のない企業も多いと考えられる。関係のない記載が多いと、全体的に自分たちには関係がないと認識される恐れがある。また、昨今の経済情勢下での発表になることも考慮すると、現行案の例示では、経営者に対するインパクトは小さい。

②自治体との連携

(23) 地方公共団体との連携についての記載が見当たらないが、環境アセスメントにおいては、地方公共団体との密接な連携の下に行われている現状に鑑み、その点に関する記載が必要ではないか。

③他省庁との連携

(24) たとえば建設業が携わる公共工事を例にとると、発注者は国（各省庁）・自治体・公共機関等、計画者は民間のコンサルタント、施工は建設会社、という具合に様々な主体が連携しながら事業活動を行っており、同時に、国内の生物多様性保全に関わっているのが実態である。国の側も、経済産業省、国土交通省、農林水産省など各省庁が関連しており、国全体としてのガイドラインになるよう、環境省に省庁間の調整をお願いしたい。

④法令遵守に関する記載

(25) 参考資料として、生物多様性に関して遵守すべき法令や条文の一覧があると実務担当者には便利である。

⑤取組の考え方のフロー

(26) マネジメントの理論に従って概念整理したものと思われるが、現実の企業の実態に合致するとは限らない。マネジメント一般論であれば「PDCA」の考え方を紹介すれば足り、原案記載のような具体的なフローは、個々の企業が考えるべきものであり、一般化すべきではない。あくまでも例示にとどめるべきであり、位置づけも含め検討をお願いしたい。

(27) また、35 ページの記載は、ドイツの B&B イニシアティブのリーダーシップ宣言とも類似しているが、日本企業は、これまで“NGO との連携”、“循環型社会への取り組み”、“温暖化対策（省エネルギー等）推進”等において、欧米企業に先行した取り組みが多くあり、ドイツとは異なる、日本独自の自主的な考え方を検討すべきである。

⑥ドイツの B&B イニシアティブに関する記載

(28) 現行案では、このコラムの記載の趣旨も明確でないが、日本国のガイドラインであるのだから、ドイツ直輸入ではなく、日本的経営の特長（たとえば、トップダウン

よりボトムアップ重視など) や上記の先進的取組み等を踏まえた内容を検討すべきである。記載の要否、位置づけ(参考編へ移動など)を含め再検討をお願いしたい。

⑦全体的に拙速に作成作業が進められているとの印象を受ける。

(29) 読んだ者が使いやすく、実際に使われるガイドラインとなるよう、慎重な検討をお願いしたい。

⑧

(30) 主観的表現、ならびに、明確な定義が無い記述が散見されるので、企業経営の管理に相応しくない上、企業文書の観点から見ると稚拙な表現のペーパーとの誤解を受け、企業によるペーパーへの信頼感がなくなり、企業に対するペーパーのインパクトが弱くなってしまうことが懸念される。個別表現の吟味、総点検を是非しっかり行っていただきたい。

2. 各論

第3回 会合 資料4・6	ご意見の内容	第3回 ／追加
要約		
要約	(31) 第2回検討会時点の案を再検討すべき。図等を含めるのであれば、必ずしも2ページに収めなくてもよい。 (32) 経営層を対象とする要約であれば、p.2にある、企業に期待されることが先頭に書かれていた方がよい。結論が先にあった方がわかりやすい。 (33) 見開きやカラーなど、見せ方の工夫も重要である。 (34) 「あなたの会社は地域のいのちを絶っていませんか？」というくらいの印象的な言葉が必要ではないか。 (35) 要約としては、p.1の内容が一般的であり、企業に関する言及が少ない。 (36) 生物多様性の重要性は、経営層は既にかなり認識しており、p.1のような一般的な情報はそれほど必要ではない。 (37) 生物多様性の有用性のみならず、存在価値等についても示すべき。 (38) COP10が開催されることだけではなく、COP10のもつ意味について説明すべき。 (39) p.2の「自然共生社会」という言葉は、明確に定義すれば目標とする社会像を示す重要なものとなる。本文の序論においても目標とする社会像として「自然共生社会」を示すべき。 (40) p.2の「取組を進めるにあたって、まずは…」の2点目で、「可能なものから」としているが、本文のように、関わりを把握して取組を検討するような理論的な考え方を示すべきではないか。(第3回) (41) 企業の実情に応じて、トップダウンでもボトムアップでも進めやすい取組から進めればよい。 (42) p.2の「取組を進めるにあたって、まずは…」の2点目で、その先に進むことがまさに重要であり、非常に困難であっても取り組んで	第3回

第3回 会合 資料4・6	ご意見の内容	第3回 ／追加
	<p>いくことが重要であるということも示すべき。</p> <p>(43) 取組のパターンの図に相当する内容を要約にも示すべき。それにより、取組の選択肢や方向性が見える。</p> <p>(44) 例えば、ドイツの B&B イニシアチブや海外企業の動向等、国内外のビジネスにおける動向についても記載があるとよい。</p>	
序論		
全般	(45) 序論では、このガイドラインが、「国内による国内のための」ガイドラインとなってしまっているように思えてならない。日本がグローバルに与えている負荷・恩恵を受けている生態系サービスの重みを、もっと前面に出すべき。序論でも、その点について触れるだけの問題の大きさと考える。	追加
全般	(46) 「自然共生社会」という言葉は、明確に定義すれば目標とする社会像を示す重要なものとなる。目標とする社会像として「自然共生社会」を示すべき。	第3回
p.2「策定の背景」	(47) COP10において企業に対して、現実と乖離した課題な期待が記述されている。 →「また、国際的にも、生物多様性条約の2010年目標の達成や、それ以降の目標の議論等においても事業者の自主的な参画が期待されています。」	追加
p.2「目的」	(48) 「ABS」は直接扱わないことはある意味理解できるが、条約の精神では、現在議論されているABSよりも幅広い「利益」、「配分」を意図しているのではないかと感じる。つまり、上2つの目的（保全と持続可能な利用）達成のために、「遺伝資源（より広義に「生物資源および生態系サービス」と置き換えることも可）」を全人類で公正・公平に配分しましょう、さらに言えば、そのための費用（あるいは負荷）も公正・公平に分担しましょう、というPES的な考え方も底流にはあるのではないかと思う。その意味では、「ABS」というだけで、本ガイドラインから取り除くのは、そもそも生物多様性問題の本質から考えて適切でないように考える。	追加
p.3「対象」	(49) ガイドラインの対象が、“企業の実務担当者及び経営者層”とされているが、このような細かい内容は経営者層には向かないばかりか、併記されることに大変違和感がある。 →「主に初めて生物多様性に関する取組を行おうと考えている事業者の実務担当者を対象としています。また、既に生物多様性に関する取組を行っている事業者についても、その取組みの見直し等の参考となるガイドラインを目指しています。」	追加
p.4「既存のガイドライン等との関係」	(50) 環境マネジメントシステムとして、ISO14001の名称が書かれているのは、生物多様性も規格化されていると誤解をされかねないので不適切。削除すべき。 →“環境マネジメントシステム”の前に、“事業者の”をつけ、「(ISO14001等)」の表記は削除 →“環境報告書”の表記は削除、“情報公開(ex.環境報告書等)”とする。「環境報告ガイドライン2007年版」の表記は削除	追加
第I編		
全般	(51) 生物多様性が劣化している要因について紹介すべき。	追加
第1章	(52) 企業について言及した方がよい。生態系サービスが持続可能な企業経営に必要であり、生物多様性が企業にとって重要であることを示すべき。	第3回

第3回 会合 資料4・6	ご意見の内容	第3回 ／追加
	(53) 社会全体と生物多様性との関わり等が示してあればよい。 (54) 生物多様性の有用性のみならず、非経済的価値や存在価値等も示すべき。 (55) 元来、日本の生物多様性は豊かであり、日本の固有種は日本から失われれば世界からも失われることを示すべき。	
p.7	(56) ミレニアム生態系評価の作業は、2001年～2005年で古いので、直近のデータで判断・行動している企業・経営者へのインパクトが弱い。別の直近の臨場感あるデータを使うべき。 (57) 「森林面積の約40%は工業化の時代に失われた」について、「工業化の時代」とは曖昧であり、何時から何時までかをはっきり書くべき。また、「工業化によって失われた」との誤解を招くので表現を変えるべき	追加
p.8	(58) 3つの多様性のバランスが悪い。「遺伝子の多様性」についてももう少し丁寧に記載すべき。	追加
p.10	(59) 「生物多様性が崩壊すれば、文明の崩壊はもとより、私たち人類も絶滅してしまうでしょう」は、大げさすぎ、逆に本文の信頼性を損なう。具体的アクションを働きかける文書であって、アジェンダの文書ではないはず。地に足の着いた表現に直すべき。	追加
p.10	(60) ミレニアム生態系評価の4つのシナリオの説明が必要。ミレニアム生態系評価で使われている図を示してはどうか。	第3回
p.11 コラム	(61) イースター島は閉鎖的で規模が小さいので、例示は、インパクトが弱い。無くても問題はないが、例示を示したいのであればインパクトの大きな事例を探すべき。 (62) イースター島のコラムは不要。	追加
p.11	(63) 保護か保全か等、場合によって必要な管理方法が異なることを明確にするとともに、それぞれの用語の説明が必要。 (64) 手をつけないようにすべき原生的自然の多くは途上国に存在し、グローバリゼーション等により手をつけざるを得ないという問題がある。手をつけないようにするためには多くのステップを踏む必要がある。サプライチェーン等を通じた日本の役割の重要性は大きいので、その点をより強く書くべき。	第3回
p.13 図	(65) 生物多様性が基盤にあり、その上に社会・経済が成り立ち、様々な主体の協力関係があることを示すべき。 (66) 主体に大学や研究機関を追加すべき。	第3回
p.14	(67) 「・企業」のpara、6～7行目。なぜ「マスコミ」だけを特記するのか疑問。特記するにしても記載内容が薄弱。「情報提供を通じて促進すること」等の内容充実が必要。	追加
p.14	(68) “ポストドク等”の表記について、“企業とポストドクターの等”の関係が、本ガイドラインの中で突然取り上げられるのは脈絡がない。また、ここでの取り上げの意図が不明（或いは別の意図を感じる）。企業における人材の活用にまで言及する必要なし。 →「産官学及び各ステークホルダーによる緊密な連携により、科学的知見や地域社会に関する知見の共有を図る。」	追加
p.14 脚注	(69) 内容省略し過ぎ。p.20の脚注程度の記述はすべき。	追加
p.16 図	(70) 生物多様性が社会全体を支える基盤であることを示すべき。 (71) 図の中に生態系サービスが含まれていない。サプライチェーンは実際にはより複雑で、また、日本の場合は海外に多くの資源を依存している。	第3回

第3回 会合 資料4・6	ご意見の内容	第3回 追加
p.16 図及び p.15、17	<p>(72)「俯瞰図」(かなり複雑で容易に理解できない。同一企業が製造者と消費者の両方の面を持つこと、生物資源の流れからは離れていても、他企業に投融資他のサービスを提供することによって間接的に生物多様性に影響を与える企業群もあること、など重畳的な構造を示している。)に比べて、本文の記述が単純化され過ぎ(p.17、第二パラで「…の生物資源の利用、サプライチェーン等の物質の流れや投融資を通じて、…影響を与えたり、恵みに依存しています。」だけの説明しかない)。図が表現していることに合わせたもう少し丁寧な説明を加えるべき。</p> <p>(73)俯瞰図は、製造業～卸売～小売業など企業の影響力・責任が強調され過ぎの印象を受ける。生物多様性への影響の大きさからすると、もっと農業、林業、漁業などが目立つような図(もしくは、製造業も農業等のように中身を書かず同じ大きさで記載する)に修正すべき。多くのアイテムを盛り込み過ぎ。</p> <p>(74)図の下の方に示されている事業者が、生物多様性との関係の中で、外野に位置するように見える。事業者はすべて同じ扱いとすべき。</p>	追加
p.17	(75)ミレニアム生態系評価で使われている生態系サービスと人間の福利の図を示すと、生物多様性と人間社会との関わりがわかりやすい。	第3回
p.18 コラム	(76)意図的な移入についても注意を喚起すべき。	第3回
p.18 コラム	(77)外来種の移入に関するコラムは、不要ではないか。	追加
p.19	<p>(78)「チャンス」が列挙してあるが、関係ない「企業」が多いことをふまえるべき。また、皆がやれば、顧客の獲得、投資家へのアピール、従業員満足度の向上、人材確保にならないので、言いたいのであれば、表現の工夫が必要。そもそも、大不況のときに発表するので、これらを指摘しても企業、経営者にはインパクトがない。</p> <p>(79)「生物資源の調達が不安定化するリスク」を挙げているが、関係ない企業が多いことをふまえるべき。</p> <p>(80)“生物多様性に配慮することは社会的責任投資等を重視する投資家へのアピールにつながり(=チャンス)、取り組まない場合は不買運動等のリスクが生じる可能性がある”との記述は短絡的。実際に国内外の関係方面へ影響が生じる。削除すべき。 →「…それを通じた地域社会への配慮が、企業市民としての評価を高めることとなります。」 →「不買運動のリスク」は削除</p> <p>(81)“ブランドイメージや企業イメージの悪化”とあるが、両者は同義と思われる。定義をよく考えた上で適切な表現を書くべき。</p> <p>(82)第2パラ、5行目。「不買運動等のリスク」は表現が過激で、却ってペーパー全体への企業の信頼感が損なわれる。p.72の表の方にも「不買運動」があるが、こちらは「参考」だからよいとしても、p.19の方では「環境品質の劣位により製品・サービスの市場競争力が低下するリスク」等の表現が適切。</p> <p>(83)タイトルに「チャンス」と「リスク」と記載されているが、「チャンス」と言えるほどの内容が記載されていない。「付随効果」や「意義」のようなやわらかい言葉とするとともに、タイトルからは「リスク」という言葉はなくした方がよい。</p>	追加

第3回 会合 資料4・6	ご意見の内容	第3回 ／追加
p.19 コラム	(84) 不買運動のような事例のほうがわかりやすいのでは。	追加
p.20	(85) 国内外の動向では、GRIの生物多様性ガイドラインについても記載すべき。	第3回
p.21	(86) ABSについては、遺伝資源に限らず、利益の公正で衡平な配分が重要。伝統的知識や先住民そのものも対象であることを追記すべき。	第3回
p.22	(87) GBO2に関するコラムはもっと簡潔に記載するほうがよい。	追加
p.23	(88) 「生物多様性の保全を目指して積極的に行動する企業が集まり、企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）が発足」は、表現を見直すべき。JBIBに参加していない企業は、生物多様性の保全を目指して積極的に行動する企業では、との誤解を招き、不適切。 (89) （ビジネスの分野における先行的な動き）「ビジネス」という表現は不適。個々の企業は既に先行的な動きを様々しており、ここでは「事業者の共同による先行的な動き」等の表現が相応しい。 (90) （ビジネスの分野における先行的な動き）の内容は、全て「参考」に移動させるべき。また、日本経団連自然保護協議会に関する記載内容は、生物多様性に関する取組に関する記載に差し替えるべき。	追加
第II編		
第1章	(91) 「基本的な考え方」に、下記の観点を加えるべき。 ① 重要な生息地の転換・劣化の回避 ② 環境影響評価の考え方の活用 ③ 保護区、森林、生物多様性など関連する法令の遵守や、国際的な基準の参照	追加
p.26	(92) 1.1. 「目標について」は、誰の目標なのかわかりにくい。第II編の最初の文章に統合すべき。 (93) 一番下行の括弧書きの説明の意味が不明。削除すべき。	追加
p.27 1.2.	(94) 「取組について」の2点目では、「回避」も入れるべき。	第3回
p.27 1.2.	(95) 最初の文章の語尾「次の取組を行うことが望まれます」と各項目の語尾「…努める」が両方とも努力規定であるので、次のどちらかの組み合わせとすべき。 － 「次の取組を行うことが必要です」「…努める」 － 「次の取組を行うことが望まれます」「…（”努める”を削除）」	追加
p.27 1.3.	(96) 1点目については、「回避」がまず重要であるとしていた第2回検討会時点の案の方がよい。 (97) 1点目については、関与した方がよい場合も考慮し、「悪影響の回避・低減化」とすべきではないか。	第3回
p.27 1.3.	(98) 1点目について、当初案のように「代償措置よりはまずは回避・低減化」を強調すべき。 (99) 「原生林など、保護価値の高い生息地の転換・劣化は可能な限り回避に努めることが必要です」という一文を加えていただきたい。	追加
p.27 1.3.	(100) 「順応的な取組」という用語はまだ認知度が低い。脚注で注釈があり、「参考編」で数箇所出てくるが、もう少し詳しい説明・例示があった方が分かりやすい。	追加
p.28-29 1.4.全般	(101) 日本は海外の資源に依存しており、海外の資源なしでは成り立たない。それを認識することが重要である。p.28の「地域重視と広域的な認識」で触れられているが、少し弱い。 (102) 海外の資源に依存しているからこそ、サプライチェーンの考慮が重要になるという説明が必要である。サプライチェーンを自ら十	第3回

第3回 会合 資料4・6	ご意見の内容	第3回 追加
	分に把握しなければ本当の意味で生物多様性に対する意識が定着しない。サプライチェーンは複雑であるため、把握のためには、サプライチェーン上の企業が仕入先・販売先等に対して生物多様性に関する情報を示していくことが必要である。	
p.28 1.4. 「地域重視と広域的な認識」	(103) 「地域重視と広域的な認識」とは、分ける形で、「国際的な視点」を別柱として立てるべき。	追加
p.29 1.4. 「サプライチェーンの考慮」	(104) 「サプライチェーンの考慮」では、各事業者がそれぞれ生物多様性への配慮を行うことで、その配慮がつながり、サプライチェーン全体での配慮につながることを記載すべき。	追加
p.29 1.4. 「サプライチェーンの考慮」	(105) 「ライフサイクルで影響を与えている場合がある」との記述に加えて、そもそもサプライチェーンを考慮しなければ、原材料等の安定供給に将来的に影響が出てくる可能性がある（リスクのところで書かれていること）ことを、ここでも明記すべき。	追加
p.28 1.4. 「多様なステークホルダーとの連携と配慮」	(106) 多様なステークホルダーとの連携と配慮の中の記述で、“特にその土地が途上国にある場合は、経済的に保障するだけでなく…”との記述があるが、途上国では経済的な保障が前提であるかのような記述は誤解を招きかねないので表現を工夫すべき。 (107) 「有機的な連携を図る視点が大切となります」→「有機的な連携が必要となります」 (108) 「発揮する場合も想定されます」→「発揮します」 (109) 「経済的に保障するだけでなく」→削除 (110) 「文化に最大限に配慮する視点をもつことが」→「文化に配慮することが」	追加
p.28 1.4. 「社会貢献」	(111) 内容が一般的であり、やや他から浮いている印象。「社会的責任」等とするとともに、グリーンウォッシュと言われるような取組を避けること、社会貢献活動における留意点についてもふれるべき。 (112) 「社会貢献」は「地域社会への貢献」としてはどうか。 (113) 「社会貢献」は、本業やサプライチェーンにおける今後生じる影響に対処する取組とは異なり、現状で既に生じている影響に対処する取組であることを示してはどうか。	第3回
p.28 1.4. 「社会貢献」	(114) 「社会貢献活動で植林が行われることもあります。在来種を使う、地域社会の土地利用に配慮するなどの注意が必要です」という文言を加える。	追加
p.28 1.4. 「社会貢献」	(115) 記述があまりに一般論的。ここでは、なぜ生物多様性にとって社会貢献が重要か（本業での取組だけでは、問題の解決につながらない）ということ、明確に書くべき。「第3編」の内容も、その方向性で書き直すべき。	追加
p.29 1.4. 「地球温暖化…」	(116) 「これまでの」と入れてあるが、これからの対策等との関連もあるかと思う。むしろ将来的に、相乗効果を考えながら取り組んでいくことが重要ではないか。	追加
p.29 1.4. 「生物多様性に及ぼす影響の検討」	(117) 7つの視点中6番目に記述されているが、むしろ最初に持つべきでは。どれも重要な視点であるが、これが特に重要。また、この中で、「保護価値の高い土地かどうかを既存の資料を用いて確認」とあるが、どのような「既存資料」があり得るか、海外のケースも含めて参考を示すべき（場所は「第3編」でもよい）。	追加

第3回 会合 資料4・6	ご意見の内容	第3回 追加
	(118) 「必要に応じ地方公共団体等と連携」とあるが、ここには、「NGO/NPO」、「地元住民/コミュニティ」も明示的に含めるべき。	
p.29 1.4. 「生物多 様性に及 ぼす影響 の検討」	(119) 次のように修文する。「具体的な事業を行う場合には、生物多様性の保全について適正に配慮するために、その事業の特性を踏まえつつ、必要な情報収集を行うこと等により、その事業に係る生物多様性に及ぼす影響の有無や程度を検討することが大切です。検討には、事業が行われる場所が生物多様性の保全上、保護価値が高い土地かどうかの確認や影響の回避・低減・代償措置の検討が含まれます。これらの情報収集、検討に当たっては地方公共団体、NGO、住民などのステークホルダーと連携して行なうことが効果的です。」 (理由) 前案では「具体的な事業を行う場合には、必要に応じ、当該事業に係る生物多様性に及ぼす影響の調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る生物多様性の保全について適正に配慮することが重要である。適正な配慮には活動が行われる場所が保護価値が高いと考えられる土地かどうかの確認や影響が生じ得る場合の影響の回避・低減・代償措置の優先順位による対策の検討が含まれる」であった。おそらく調査を行わなければならないのかという印象を薄めるために、原案のような記述にしたのだろうが、弱められすぎており、不明確である。保護価値が高い土地の確認は、既存の資料のみならず、調査も含めた多様な手法が考えうる。	追加
p.29 1.4. 「企業の 特性…」	(120) 当然のことものようにも思え、この視点をあえて入れている明確な意図が分からない。むしろ、規模や特性に関わりなく、全ての企業にとって「生物多様性は関わりのある問題である」というのが、むしろ伝えるべきメッセージではないか。	追加
同上	(121) 抽象的な表現で具体的な取組まで及ばない。以降、解説もない。	追加
p.30 コラ ム	(122) 3R と生物多様性の中で、“なお、リサイクル等に係る環境負荷については留意が必要です”との記述があるが、この文章では漠然として何がしたいのか伝わらない。一般論で書くなら、ここまでの記載は不要。 (123) 3行目→“廃棄物の発生抑制や循環資源の利用などの”を“3R（リデュース・リユース・リサイクル）”に変更。 (124) 4行目→“発生資源の採取量や鉱物等の採掘による掘削面積等を減らすことにもつながり、”を削除。 (125) 6、7行目→削除	追加
p.31 コラム	(126) 見直すべき。取組にはコストがかかり、短期的な経済的なリターンはないが、企業として意識転換を図ることが重要という点が重要。	第3回
p.31 コラム	(127) このコラムは p.26～-.29 の本文中のどこに関連するのか不明で唐突な印象。「認証制度」は制度そのものが直接利益をもたらすのではなく、認証によるブランド化が利益をもたらす関係にあるので、「ブランド化」の後に「認証制度」が列記されるのは不適當（認証制度は P46 で説明している）。	追加
p.32 図	(128) 図について、間に示された様々な会社も生物多様性への配慮をそれぞれ行う必要がある。そのような各事業者の配慮がつながることが重要である。また、木材に限定せず、一般化すべき。	追加

第3回 会合 資料4・6	ご意見の内容	第3回 追加
p.34	(129) 独自指標の研究・開発についても、国で検討している指標とは違い、ビジネスに直結するものであり、情報開示は必須ではないと思う。外部ステークホルダーが方針の設定から取組の点検まで全てのことに関与するという誤解を企業に与えかねないので、“外部ステークホルダーとの連携・コミュニケーション”は、企業の活動の外側に書くほうが現実的。	追加
p.35	(130) “考え方のフロー”を示すなら、p.34に記載されているもので十分。 (131) P.35の記述は、ドイツのB&Bイニシアティブのリーダーシップ宣言とかなり似通ったものである。詳細に記述するならドイツのものとは異なる、日本独自の自主的な考え方を検討すべき。 →p.35は全面削除	追加
p.37	(132) 第2パラ、「企業と生物多様性との関わりの把握の方法」については、「業種・業態、企業の歴史・風土や規模等」とした方がもっともらしいのでは。企業の特性は、あまりにも抽象的。	追加
p.37	(133) 「企業と生物多様性の関わりの把握の参考例」(p.64)を第II編に復活させるべき	追加
p.38	(134) 企業の内部での生物多様性に関する啓発は重要。2.2.3.「コミュニケーション・情報公開」において、企業内部向けの社員研修・トレーニング等についても記載すべき。	第3回
p.38	(135) 2.2.3 二行目「有用な」→削除	追加
p.37-39	(136) 参考編に詳細の記載があるので、ここでの記載は省略するか、残すとしてもポイントだけを記載することで足りる。	追加
p.39 コラム	(137) コラム中の図表について、情報・指標との関係まで表したものはなっておらず、わかりづらいため、工夫されるか、あるいは削除すべき。	追加
p.39 コラム図	(138) 伝統的文化やコミュニティへの影響も追記すべき。	第3回
p.40 コラム表	(139) 「土地利用」下記のように修文する。 (140) 生物多様性の保全上、保護価値が高いと考えられる地域 ^{※2} の所有地等 ^{※3} の有無や生物種の生息など生物多様性に係る状況 (141) 理由)面積の把握よりは、状況の把握の方が現実的である。	追加
参考編		
p.43 事例	(142) 事例については、既に経団連自然保護協議会事務局でとりまとめ中の事例集の引用等も含め、取り扱いについて協議をお願いしたい。	追加
p.45 (1)原材料調達	(143) “サプライヤーの生物多様性の配慮を確認する”とあるが、現実的な対応は1次まで。昨今の経済情勢からしても、そこまで取り組む余裕のない社もあり、プレッシャーになる懸念がある。 →まず、自社領域について実施し、次いでサプライチェーン等に対しても自社が影響を及ぼしうる範囲で、指導・啓発等を行うよう努める。 (144) 各事業者が配慮することで、配慮がつながり、サプライチェーン全体での配慮につながることを記載すべき。	追加
p.46 コラム	(145) 「サプライチェーン・マネジメント」の記述について、一般論での記載は安直であり、不要。(コラムの位置づけが解説なのか何なのか明確でないため)	追加
p.47 (2)販	(146) “販売”についての記述は、“販売店”は独立資本の別会社であ	追加

第3回 会合 資料4・6	ご意見の内容	第3回 追加
売	り、全国に数百点在するような場合には、取り組むことで寧ろコストアップ、工数増になることから、取組みの参考例にあるような在庫削減やコスト引き下げ効果については、極めて疑問であり記載不要。安易に記述されることは避けてほしい。	
p.48 (3) 投融資	(147) “投融資” について、今回の記載の内容は、各金融機関が戦略の中で考えればよいことであり、当ガイドラインへの記載は参考例であっても不要。	追加
p.49 (4) 研究・開発	(148) “研究・開発” については、各企業が戦略の中で独自の発想または様々な背景の中で行われるものであり、記載は不要。	追加
p.50 (5) 海外の大規模事業	(149) 「海外での大規模事業」に変更された点について、海外は重要ではあるが、あえて海外に限定すべきではない。環境への影響の程度を把握する等の手続きが重要であり、その内容は残すべき。	第3回
p.50 (5) 海外の大規模事業	<p>(150) 第2回検討会時点のガイドライン案に「総論」として盛り込まれていた内容を、必要な修文を加え、「場面別の取組」の総論として復活させるべき。</p> <p>理由) 現在は一部削除され、海外の大規模事業の項目に落とされているが、この考え方は、海外の大規模事業のみならず、内外の事業に該当。また、②のステップにおいてさらなる調査などを行わない選択肢もあるため（いわゆるスクリーニング）、事業一般に適用することが可能。以下が修正文案。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性に直接的に関わる企業活動については、一般的に次のことが言える。 <ul style="list-style-type: none"> ● 該当する場合には、環境影響評価制度、環境基準、森林や生物多様性に関する法令等の関連する法律や条例等を遵守する。 ● 以下のようなステップで取組を検討する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業実施にあたっての生物多様性保全等の方針を決める。 ② 当該事業が生物多様性に及ぼす影響等の重要性を検討し、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた調査等が必要かどうかを判断する。 土地利用等の場合には、特に、企業活動が行われる場所が、生物多様性の保全上、保護価値が高いと考えられる土地（例：保護価値の高い森林、重要なサンゴ礁、重要な湿地、地域社会が依存している森林等）でないかどうかを、確認する。 ③ ②の判断をうけて、必要とされる場合は、その影響等について調査、予測、評価等を行い、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた対策等を検討する。土地開発等の場合には、検討の際に、回避・低減・適正な配慮（代償措置等）の優先順位を考慮する。②の判断には、このような調査・検討が必要でない場合も含まれる。 ④ 事業の実施にあたって、③において検討した対策等を実施する。また、その結果を把握し、必要に応じて対策等を再検討する。 <p>上記の各ステップにおいては、外部ステークホルダーとの連携や、情報公開とコミュニケーションを図ることを考慮する。</p> </div>	追加
p.50 (5) 海外の大規模事業	(151) “海外の大規模事業” における記述は、該当する日本企業は少数であり、掲載は不要。	追加
p.51-52 (6)	(152) “土地利用” についての対応は、全体に亘りケースバイケースで	追加

第3回 会合 資料4・6	ご意見の内容	第3回 ／追加
土地利用	<p>ある。</p> <p>(153) “土地利用を変化させる場合の SH との連携” “情報公開” の記述は、企業や地域の個々の戦略の中で実施されるものであり、不要。</p> <p>(154) “自然生態系が残っている土地の改変” 等の記述についても同様。</p> <p>(155) “NGO とのコミュニケーション・連携” について、強調しすぎているような印象がある。</p>	
p.57 (9) 生物資源	(156) ポリネーターに関する脚注。いわゆる文字通りの説明しか書かれていない。もう少し丁寧な説明が必要。	追加
p.59 (10) 輸送	<p>(157) 最初の2行は不要。</p> <p>→自動車の排ガスについては既に対策が進んでいる。</p> <p>→“特に山岳地域等に生物多様性の豊かな地域への影響のおそれがある” との記述は疑問。</p>	追加
p.60 (11) 野外における観光	(158) ルート設定や人数や季節の制限等についても具体的に記載した方がよい。	第3回
p.62 社会貢献活動	<p>(159) “当該活動が生物多様性に与える影響、効果を検討” するとあるが、「当該活動」が社会貢献活動を指すとすると、コスト・工数がかさみ、積極的な社会貢献活動を阻害する懸念がある。</p> <p>→生物多様性保全活動は、長期に亘り活動を継続するケースが多いので、継続性を確保するために、地域住民の参加・協力を得たり、地方公共団体との連携が必要である。</p>	追加
p.62 社会貢献活動	<p>(160) “社会に貢献する時点で活動が公的な側面をもつようになることに留意する” など、社会貢献活動の“目的”を当ガイドライン及び参考編で取り上げることは不要。</p> <p>→他の事業体や他の分野の人々とのコミュニケーション機会の拡大に努め、連携・協力して効果をあげるよう努める。</p>	追加
p.63 社会貢献活動	<p>(161) “ステークホルダーとの連携” について、記述中、特に“NGO の育成も兼ねた長期的な視点での連携を考慮” することに言及されているが、企業と NGO の関係は、互いが影響しあって成長するものであり、NGO に対し誤解を招く表現である。</p> <p>→企業の持つ、経済力、専門知識・技術、組織運営のノウハウ等を活用して、優れたプロジェクトが成功するよう、NGO 等他の事業体を支援することも大切である。</p>	追加
p.63 社会貢献活動	<p>(162) 【ステークホルダーとの連携について】</p> <p>①「コミュニケーションを図ることを考慮する」は違和感あり。案として、「様々な外部ステークホルダーとの連携や、情報公開とコミュニケーションの推進を考慮する」。</p> <p>②「…様々な規模の NGO とを選択肢として…」はミスタイプ。正は「…様々な規模の NGO を選択肢として…」。</p> <p>③「それが本業にも良い影響を」は言い過ぎ。「それが企業の環境イメージを向上させることにつながる」。</p>	追加
p.74	(163) 参考となる資料として ESR が紹介されているが、日本語版についても紹介されたい。	追加
p.75	<p>(164) オフセット及びノーネットロスやネットゲインの考え方についても事業活動への直接的な影響が高いため、安易に取り組むべきとのスタンスでの記述は誤解を招く。</p> <p>(165) 記載するのであれば、まず、影響を最小化する努力が先決である</p>	追加

第3回 会合 資料4・6	ご意見の内容	第3回 ／追加
	<p>ことを明記すべき。 →生物多様性に関する経済的評価に基づく取引や代替の手段（オフセット等）に対しては、まず影響を最小化する努力をした上で、慎重に対応する。</p>	
全般		
	(166) NGO/NPO、NPO/NGO、NGO、NPO・NGO と非営利団体を表す表現が多様。統一できないか。	追加